

新 旧 対 照 表

(新)	(旧)
<p>高知県土佐茶生産強化事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第16条 (省略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>6</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第7条、第9条第2項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 (省略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和4年9月2日から施行する。</p> <p>附則</p> <p><u>この要綱は、令和5年4月3日から施行する。</u></p>	<p>高知県土佐茶生産強化事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第16条 (省略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>5</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第7条、第9条第2項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 (省略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和4年9月2日から施行する。</p> <p>附則</p> <p><u>(追加)</u></p>

別表第1(第3条関係)

事業区分	事業目的	補助事業者	事業実施主体	事業内容	補助対象費	補助率
省力化	茶園管理機の導入及び作業道の整備により茶園管理作業の省力化・軽労化を図る。	市町村	J.A.茶生産団体、茶生産者若しくは茶生産法人	ア 茶園管理機の導入 イ 作業道の整備	ア 軽トラで運搬可能な自走式茶園管理機本体及び機材に係る経費 イ 工事費、設計費、材料費	ア 県2分の1以内 市町村6分の1以上
品質向上	茶園の若返り、防霜施設や茶工場への品質向上機器の導入により茶の品質と生産力の向上を図る。	市町村	市町村、J.A.茶生産団体若しくは茶生産者	ア 剪取のあるお茶づくり イ 茶園の若返り ウ 防霜施設の導入	ア 剪取り、改植、新植及び中切りによる経費 イ 台切り、改植、新植及び中切りによる経費 ウ 防霜フラスコの導入に係る経費、原料料費	ア 省種 (25万円/ha) イ 県定額 ・台切り 7,000円/a ・改植 29,300円/a ・新植 12,000円/a ・中切り 3,500円/a 市町村 【台切り 1,300円/a以上 ・改植 2,100円/a以上 ・新植 2,100円/a以上 ・中切り 500円/a以上】 ウ 県2分の1以内(ただし、補助限度額82,000円/a) 市町村6分の1以上
担い手確保	担い手の確保に向けた活動を奨励する。	市町村	市町村、J.A.又は茶産地協議会(市町村、J.A.及び生産者等で構成される協働会)	茶産地計画に基づき活動するための取組 イ 茶園の流動化の推進	報酬費、旅費、需用費(食糧費を除く)、役員費、委託料、使用料及び賃借料、原料料費並びに負担金	ア 省種 県2分の1以内(ただし、補助限度額は計画数量で1,679千円/a) 市町村6分の1以上

※1) 品質向上区分の「ア 茶園の若返り」については、国事業を活用できない場合に限り、市町村において実施対象とする。
 ※2) 品質向上区分の「ウ 防霜施設の導入」については防霜翌年の生産出荷量、「エ 茶工場への品質向上機器の導入」では導入翌年の茶葉販売額において、それぞれ5%の向上が見込まれること。ただし、「イ 茶園の若返り」及び「ウ 防霜施設の導入」を同一は年で実施する場合は、実施翌年から3年間、生産出荷量の増加が見込まれること。

別表第1(第3条関係)

事業区分	事業目的	補助事業者	事業実施主体	事業内容	補助対象費	補助率
省力化	茶園管理機の導入及び作業道の整備により茶園管理作業の省力化・軽労化を図る。	市町村	J.A.茶生産団体、茶生産者若しくは茶生産法人	ア 茶園管理機の導入 イ 作業道の整備	ア 軽トラで運搬可能な自走式茶園管理機本体、軽トラの改修費、及び自走式茶園管理機本体、及び機材本体に発生する作業機の導入に係る経費	ア 県2分の1以内(ただし、補助限度額80万円) 市町村6分の1以上
品質向上	茶園の若返り、防霜施設や茶工場への品質向上機器の導入により茶の品質と生産力の向上を図る。	市町村	市町村、J.A.茶生産団体若しくは茶生産者	ア 剪取のあるお茶づくり イ 茶園の若返り ウ 防霜施設の導入	ア 剪取り、改植、新植及び中切りによる経費 イ 台切り、改植、新植及び中切りによる経費 ウ 防霜フラスコの導入に係る経費、原料料費	ア 省種 (25万円/ha) イ 県定額 ・台切り 7,000円/a ・改植 29,300円/a ・新植 12,000円/a ・中切り 3,500円/a 市町村 【台切り 1,300円/a以上 ・改植 2,100円/a以上 ・新植 2,100円/a以上 ・中切り 500円/a以上】 ウ 県2分の1以内(ただし、補助限度額92,000円/a) 市町村6分の1以上
担い手確保	担い手の確保に向けた活動を奨励する。	市町村	市町村、J.A.又は茶産地協議会(市町村、J.A.及び生産者等で構成される協働会)	茶産地計画に基づき活動するための取組 イ 茶園の流動化の推進	報酬費、旅費、需用費(食糧費を除く)、役員費、委託料、使用料及び賃借料、原料料費並びに負担金	ア 省種 県2分の1以内(ただし、補助限度額は計画数量で1,679千円/a) 市町村6分の1以上

別表第1(第3条関係)

※1) 品質向上区分の「ア 茶園の若返り」については、国事業を活用できない場合に限り、市町村において実施対象とする。
 ※2) 品質向上区分の「ウ 防霜施設の導入」については防霜翌年の生産出荷量、「エ 茶工場への品質向上機器の導入」では導入翌年の茶葉販売額において、それぞれ5%の向上が見込まれること。ただし、「イ 茶園の若返り」及び「ウ 防霜施設の導入」を同一は年で実施する場合は、実施翌年から3年間、生産出荷量の増加が見込まれること。

別表第1(第3条関係)

別表第2（第5条—第7条関係） 省略

別記第1号様式～第7号様式 省略

別表第2（第5条—第7条関係） 省略

別記第1号様式～第7号様式 省略